

出店に関するお願い

- (1) 出店場所は主催者が指定する。
- (2) 出店料は1事業者1区画 2,000 円。
- (3) テント設営・備品等について
 - ① テント・販売用机等の備品の設置および撤去・清掃は、それぞれの参加団体が責任をもって行うこととし、各自準備をすること。なお、テントを使用する際は、テントが風等で飛ばないように対策をすること。
 - ② テントの設営は、祭り前日の 7/17(金)「17:30～19:00」の間に行うこと。
 - ③ 祭り当日の臨時売店販売時間は、11:00 から可能。時間以降であれば準備が出来次第、各出店者の判断で開始。ただし、終了時間は 20:30 までとし、なお、21:30 には完全撤収すること。
- (4) ごみ・清掃について
 - ① 各店から出るごみは、各店で責任をもって回収すること。また、各店の前にはゴミ箱等を設置して客が捨てるごみについても回収に協力すること。(ゴミ袋は各店で用意)
 - ② ゴミは閉会後に分類して 21:00 までに決められた場所に置くこと。
 - ③ ゴミの分別を徹底すること。ペットボトルはラベルを剥がし、キャップは燃えるゴミへ捨てること。分別されていないものについては、回収されません。→エコステーションで再度確認。
 - ④ 閉会後、売店出店地区全体(通路など)の清掃をすること。21:00 までに本部テント前に集合すること。必ず各店2名以上参加すること。(ゴミ袋は実行委員会で準備)
- (5) 保健福祉事務所による衛生指導の遵守等について
 - ① 食品衛生法に基づく許可の必要なものは、予め各自で保健福祉事務所等の許可を受け、その写しを 7/6(月)までに商工観光課へ提出すること。
 - ② 保健福祉事務所による衛生指導内容を遵守すること。
【鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課 TEL:83-2162】
- (6) 安全面について
 - ① 火気使用される際は、消火器等の準備をすること。
 - ② 刃物等危険器具は、子どもや部外者の手の届く場所に放置しないように、各自責任をもって管理すること。
 - ③ 電気、ガス、水道は供給しませんので、必要な場合は持ち込みをすること。また、火気使用される際は、主催者で取りまとめて「露店等の開設届出書」

を管轄消防署へ提出します。7/8(水)までに提出すること。※期限厳守

(7)その他

- ① 出店者は店名及び販売品目等が分かる看板又は表示を店頭に設置すること
- ② キャンセルは、実施日の1週間前まで受け付けますが、それ以降のキャンセルは原則として受け付けません。
- ③ イベント当日、販売物が完売した場合も、イベント終了時まで撤収しないこと。